

川崎市における工場立地法に基づく敷地外緑地等に関する基準

(令和2年3月18日副市長決裁川経工第984号)

(趣旨)

第1条 本基準は、川崎市に立地する工場の更なる発展と、川崎市民の福祉の向上に寄与することを目的として、工場立地法運用例規集（以下、「法例規」という。）2-2-3②に基づき、川崎市における敷地外緑地等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、工場立地法（昭和34年3月20日法律第24号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

また、この基準における適用は、法、法施行令、法施行規則、工場立地に関する準則、緑地面積等に関する区域区分ごとの基準、川崎市工場立地に関する市準則を定める条例のほか、法例規、法解説など工場立地法に関する関係法令等の最新のもの（以下「関係法令等」という。）とする。

(対象工場)

第3条 この基準の対象となる工場等（以下、「対象工場」という。）は、市内で現に立地している工場等のうち、法に定める特定工場の生産施設の面積を増加させるもので、かつ敷地内に未利用部分がない工場等とする。

(敷地外緑地等を認める要件)

第4条 対象工場の設置者は、対象工場の敷地外の土地において相当規模の緑地等を整備することにより、実質的に緑地等に係る法準則が満たされ、かつ、周辺の地域の実生活環境の保持に寄与するものと認められる場合には、敷地外緑地等として設置することができる。

(敷地外緑地等の設置範囲)

第5条 敷地外緑地等を設置できる範囲は、対象工場の存する区内とする。ただし、市民の公共の福祉に寄与すると市長が認めた場合はこの限りではない。

(敷地外緑地等の土地の確保等)

第6条 敷地外緑地等を設置する敷地は、自社所有地又は賃貸借等によるものとする。

(敷地外緑地等の設置・維持管理)

第7条 緑地等の設置及び維持管理は、敷地外緑地等を設置した企業が主体となつて、本基準を踏まえた工場立地法の届出に基づき実施するものとする。

2 複数の対象工場が共同で緑地等を設置及び維持管理する場合、工場の敷地外緑地等の面積として算入できるのは、当該緑地等の設置・維持管理費応分の面積とする。

(敷地外緑地等の届出)

第8条 敷地外緑地等を設置する者は、敷地外緑地等の整備内容及び維持管理手法についてあらかじめ計画書を作成し、市に提出することとする。

(その他)

第9条 この基準の施行に関し必要な事項は別途定めるほか、本基準に基づく地域特性等に応じた運用ルール等について、別途ガイドラインを定めることができるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。